

労働基準関係法令違反に係る公表事案

岡山労働局

最終更新日：令和6年12月16日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
エフピコアルライト（株）	岡山県笠岡市	R6. 1. 17	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第107条	機械の調整を行う際、機械の運転を停止しなかったもの	R6. 1. 17送検
神郷建設（株）	岡山県新見市	R6. 3. 5	労働安全衛生法第45条 労働安全衛生規則第151条の24	特定自主検査を実施することなく、フォークリフトを用いて作業を行わせたもの	R6. 3. 5送検
（有）ハトリ工業所	岡山県浅口市	R6. 3. 14	労働安全衛生法第22条 粉じん障害防止規則第27条	有効な呼吸用保護具を使用させることなく粉じん作業を行わせたもの	R6. 3. 14送検
H. R. S社・杜事務所	岡山県浅口郡	R6. 5. 20	最低賃金法第4条	労働者1名に、2か月間の定期賃金合計約90万円を支払わなかったもの	R6. 5. 20送検
（株）アクセル	岡山県倉敷市	R6. 6. 24	最低賃金法第4条	労働者1名に、3か月間の定期賃金合計約95万円を支払わなかったもの	R6. 6. 24送検
ヒルタ工業（株）総社工場	岡山県総社市	R6. 7. 12	労働安全衛生法第20条 クレーン等安全規則第26条	天井クレーンを用いて吊り上げた工作機械の上で作業を行ったもの	R6. 7. 12送検
J F Eケミカル（株）	岡山県笠岡市	R6. 11. 11	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第533条	深さ1.6mのピットで、さく等の転落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R6. 11. 11送検
（株）アイシ・フュージョン・アソシエイツ	岡山県倉敷市	R6. 11. 21	最低賃金法第4条	労働者1名に、1か月間の定期賃金約18万円を支払わなかったもの	R6. 11. 21送検